

議第29号

三島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

三島市国民健康保険税条例（昭和34年三島市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第22条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同条第2号及び第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,770円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,950円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,900円

(2) 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 2,070円
- イ 前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 3,450円
- ウ 前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 5,520円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,900円

第22条の 2 中「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第 3 号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第 2 項中「第22条」を「第22条第 1 項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の 5 に規定する」を「第703条の 5 第 1 項に規定する」に、「同条に」を「に同項」に、「法第703条の 5 に」を「に法第703条の 5 第 1 項」に改める。

附則第 3 項、第 4 項及び第 6 項から第13項までの規定中「第22条」を「第22条第 1 項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の三島市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 4 年 3 月 1 6 日提出

三島市長 豊 岡 武 士